

身近な街の法律家、行政書士による

相談
無料

相続・遺言・後見 個別相談会



不動産や預貯金を誰に渡すのか、
法的に決められるのは遺言書だけです。

- 相続手続きをしていない
- 誰に相続させるのか明確に決めておきたい
- おひとり様で先が不安

離婚、外国人関係も対応可能です！

日程

令和6年9月21日(土)

午前10時～午後3時30分

会場

中央公民館 絵画工芸室



所沢市元町27番5号

担当行政書士：北田、園部、村野



お申込み・お問い合わせ先 (すみれ行政書士事務所 サポート窓口)

予約された方が優先となります。ご了承ください。時間外でもLINEは可

TEL 0429-39-2296

【受付時間】9:00～17:00/担当:北田



安心くらしの相談会